

まちづくり推進検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 大月駅周辺整備事業(以下「事業」という。)を円滑に進め、賑わいのあるまちづくりを実現するために、まちづくり推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討するものとする。

- (1) 中心市街地の賑わいづくりに関すること。
- (2) 駅前ファサード計画に関すること。
- (3) 事業の円滑な推進に関すること。
- (4) その他本委員会の目的達成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、23名以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公共輸送機関の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 各種団体
- (6) 地元関係者
- (7) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 委員会は必要に応じ作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 3 作業部会に関する事項は別に定める。

(会議)

第7条 会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(費用弁償)

第8条 委員等の費用弁償については、予算の範囲内においてこれを支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域整備課大月駅周辺整備室において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する